

令和8年5月議会の公布例規一覽

No.	原議名称	種別名称	番号
1	平群町税条例の一部を改正する条例	条例	10
2	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	条例	11
3	平群町の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	規則	9
4	平群町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	規則	10
5	平群町大字自治会育成交付金交付要綱を廃止する要綱	要綱	21
6	平群町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱	要綱	22
7	平群町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	要綱	23
8	平群町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱	要綱	24
9	平群町実費徴収に係る補足給付金交付要綱の一部を改正する要綱	要綱	25
10	平群町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱	要綱	26

平群町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

平群町長 西脇 洋貴

平群町条例第10号

平群町税条例の一部を改正する条例

平群町税条例（昭和30年6月平群村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に、「に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等」を「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条の見出し、同条、第83条の見出し、同条、第85条(見出しを含む。)及び第86条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出しから第90条の見出しまで並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項前段中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、」を「には、」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項から第12項までを削り、同条第13項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第19項を第17項とし、第20項を第18項とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第9項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「4分の3」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、「する」の次に「設備について同号に規定する」を加え、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第7項中「河川法(昭和39年法律第167号)第6条第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)」を「令附則第12条第17項」に、「高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた」を「従前の」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次

のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別  
附則第15条の2から第15条の6までを次のように改める。

第15条の2から第15条の6まで 削除

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号、第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の平群町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(平群町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 平群町税条例の一部を改正する条例(平成26年6月条例第9号)の一部を次のように改正する。附則第6条中「の種別割」を削る。

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月8日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町条例第11号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例(昭和34年4月平群村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平群町規則第9号

平群町の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月16日

平群町長 西脇洋貴

平群町の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

第3条第3項中第18号を第19号とし、第2号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 調整員

第5条第8項中「主査、」を「調整員、主査、」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

平群町規則第10号

平群町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

平群町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年12月平群町規則第34号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「85,490円」を「90,790円」に、「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

平群町要綱第 21 号

平群町大字自治会育成交付金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 24 日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町大字自治会育成交付金交付要綱を廃止する要綱

平群町大字自治会育成交付金交付要綱（平成 18 年 9 月平群町要綱第 53 号）を次のように定める。

平群町大字自治会育成交付金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

平群町要綱第22号

平群町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

平群町移住支援金交付要綱(令和5年3月平群町要綱第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))」を「地域未来交付金(デジタル実装型)」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

平群町要綱第23号

平群町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

平群町子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和6年3月平群町要綱第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「第3条の規定により事業の委託を受けた実施団体(以下「委託団体」という。)の既定する研修会」を「町長が規定する研修」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

平群町要綱第24号

平群町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

平群町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年3月平群町要綱第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(9) その他町長が指定する要件を満たすこと。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

平群町要綱第25号

平群町実費徴収に係る補足給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町実費徴収に係る補足給付金交付要綱の一部を改正する要綱

平群町実費徴収に係る補足給付金交付要綱(令和元年10月平群町教委要綱第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「して、」の次に「当該実費徴収額が発生した月の属する年度の3月末日までに」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

平群町要綱第26号

平群町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

平群町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

平群町国民健康保険税減免取扱要綱(平成11年3月平群町要綱第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

別表1第1号の部中「均等割」の次に「、18歳以上均等割」を加え、同表中「

第3号	条例第26条第1項第3号に該当する者の同号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税(所得割及び均等割(当該者が単身である場合は、所得割、均等割及び平等割))の額の全額	条例第26条第1項第3号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税						
第4号	<p>条例第26条第1項第4号に該当する者に係る保険税(所得割、均等割(当該者の属する世帯に他の旧被扶養者以外の被保険者が無い場合は、所得割、均等割及び平等割))の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額</p> <table border="1" data-bbox="373 1787 679 2038"> <thead> <tr> <th>保険税区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	保険税区分	減免割合	所得割	100分の100	均等割	100分の50	被保険者の資格を取得した日の属する月から2年を経過する月までの間(所得割の場合は、当分の間)に係る保険税
保険税区分	減免割合							
所得割	100分の100							
均等割	100分の50							

	平等割	100分の50	
--	-----	---------	--

」を「

第3号	条例第26条第1項第3号に該当する者の同号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税(所得割、均等割及び18歳以上均等割(当該者が単身である場合は、所得割、均等割、18歳以上均等割及び平等割))の額の全額	条例第26条第1項第3号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険税								
第4号	条例第26条第1項第4号に該当する者に係る保険税(所得割、均等割及び18歳以上均等割(当該者の属する世帯に他の旧被扶養者以外の被保険者が無い場合は、所得割、均等割、18歳以上均等割及び平等割))の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額	被保険者の資格を取得した日の属する月から2年を経過する月までの間(所得割の場合は、当分の間)に係る保険税								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険税区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>均等割及び18歳以上均等割</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	保険税区分	減免割合	所得割	100分の100	均等割及び18歳以上均等割	100分の50	平等割	100分の50	
保険税区分	減免割合									
所得割	100分の100									
均等割及び18歳以上均等割	100分の50									
平等割	100分の50									

」に改め、同表第5号の項【2】の欄中「均等割」の次に「、18歳以上均等割」を加え、同項【3】の欄中「保険税」の次に「のうち、減免を申請する日(特別の事情があると認められる場合は保護を受けることとなった日)以降に係る納期未到来の保険税」を加える。

別表2第2号の項、第4号の項及び第5号の項中「末日」の次に「(ただし、特別の事情があると認められる場合は、町長が定める日)」を加える。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。